**群馬県放牧場受託基準**

第１　この基準は、群馬県放牧場条例施行規則第３条第６号の規定に基づき、浅間家畜育成牧場長（以下、「牧場長」という。）が放牧を受託できないもの、または継続受託できないものについて定める。

第２　放牧を受託できないものは、つぎの各号に掲げるものとする。

　１　月齢等が下記以外のもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受託区分 | 品種 | 入牧区分 | 入牧月齢 |
| 年間牛 | 乳用牛 | 毎月入牧 | 入牧時おおむね７カ月齢 |

２　ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫又は牛ウイルス性下痢の検査結果が陽性のもの

３　ホルスタイン種にあって（一社）日本ホルスタイン登録協会が定める標準発育値の下限を著しく下回るもの

４　牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢Ⅰ型及びⅡ型、牛パラインフルエンザ、及び牛ＲＳウイルス感染症の混合ワクチンによる予防接種を実施していないもの

５　（一社）日本ホルスタイン登録協会への血統登録がないもの

　　　なお、血統登録の申請中又は申請予定のものを除く。

６　家畜共済に加入していないもの

　　　ただし、委託しようとする農家が、放牧に起因する損失補償を請求しないことを条件に、牧場長に放牧の受託を承認されたものを除く。

７　削蹄、除角をしていないもの

８　ヘルニア症、皮膚真菌症、伝染性角結膜炎、牛乳頭腫症及び外部寄生虫の寄生など疾病のあるもの

第３　継続受託できないものは、つぎに掲げるものとする。

　　受託期間中に実施する牛伝染性リンパ腫の検査において結果が陽性のもの

第４　その他

第２の基準の他、入牧の適否については、その都度、牧場長が判断するものとする。